

保育士修学資金貸与の制度概要について

保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金 2 年間で最大 60 万円を貸し付けます。

貸与対象者	養成施設(大学、短期大学、専門学校)に入学し、市内の保育所等において保育士として業務に従事しようとする方
貸与期間、 限度額	養成施設に在学する期間 ※ただし、貸付できる額は修学資金 2 年間分を限度とします。(年 30 万円以内)
利子	無利子
返還免除	養成施設卒業の日から 1 年以内に保育士として登録し、市内の保育所等に 3 年間実務従事した場合
返還が必要な場合	○養成施設を退学したとき ○市内において保育士として保育業務に従事する見込みがなくなったとき ○養成施設を卒業した日から1年を経過したとき ○市内事業所において保育士として保育業務に従事しなくなったとき、又は転職の際に期間を空けずに保育士として保育業務に従事することが困難なとき。 ○修学生が死亡したときは、連帯保証人が返還する。
申請書類	1. 様式第1号 申請書 2. 様式第4号 請求書 3. 在学証明書 4. 本人及び連帯保証人の住民票(本籍記載のあるもの)の写し 5. 本人及び連帯保証人の印鑑証明
その他	市単独制度(京都府内養成施設に通う場合は、府貸付制度との併用が可能です。) 府が実施する貸付制度に関することは、京都府社会福祉協議会(075-252-6292)又は養成施設へお問い合わせください。